

御 前 崎 港  
港 湾 料 率 表

令和8年4月

静岡県御前崎港管理事務所

# 目 次

## I 港湾管理者の料金

・ 入港料	.....	1
・ 港湾使用料		
岸壁・棧橋使用料	.....	2
物揚場使用料	.....	2
軌道走行式荷役機械使用料	.....	2
荷さばき地使用料	.....	2
上屋使用料	.....	3
野積場使用料	.....	3
貯木場使用料	.....	3
緑地等使用料	.....	3
港湾施設用地使用料	.....	4
移動式荷役機械使用料	.....	4
・ 占用料	.....	5
・ 土砂採取料	.....	6

## II 港湾管理者以外の者の料金

・ とん税・特別とん税	.....	7
・ 税関関係許可手数料	.....	8
・ 通関業務料金最高額	.....	9
・ 水先料	.....	10
・ 船舶給水料	.....	22
・ 綱取放料	.....	23
・ 綱取ボート料	.....	23
・ 曳船料	.....	24

# 入 港 料

静岡県入港料条例

昭和52年10月24日

静岡県条例第32号

改正 平成31年3月26日 静岡県条例第38号

施行 令和元年10月1日

## (1)入港料率（第3条）

基 準 料 率	入港1回総トン数1トンにつき2円20銭を加えた額
外 航 船 舶 の 料 率	入港1回総トン数1トンにつき2円
内 航 船 舶 の 料 率	入港1回総トン数1トンにつき基準料率の2分の1の額

備考

ア 外航船舶の料率は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶について適用する。

イ 内航船舶の料率は、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶について適用する。

ウ 1及び2に規定する船舶以外の船舶については、基準料率を適用する。

エ 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。

オ 同一船舶が1月（月の1日から末日までをいう。）に11回（エの規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。）以上同一港湾に入港する場合は、1月につき入港10回とみなす。

カ 当該船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数を1トンとみなす。

キ 総トン数の表示のない船舶については、規則で定めるところにより算定したトン数を当該船舶の総トン数とする。

ク 1件の入港料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## (2)入港料を徴収しない船舶（第4条）

ア 港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶

(ア)警備救難に従事する船舶

(イ)海象又は気象の観測に従事する船舶

(ウ)漁業監視船

(エ)その他政令（港湾法施行令第16条）で定める船舶

a 航海訓練に従事する船舶

b 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶

c 航路標識の管理に従事する船舶

d 水路の測量に従事する船舶

e 学術研究に従事する船舶

f 海外からの日本国民の集団的引揚輸送に従事する船舶

イ 総トン数700トン未満の船舶

## (3)入港料を減免する船舶（第5条）

- ・ 静岡県入港料条例施行規則（昭和52年静岡県規則第52号）第4条各号に規定する船舶

# 港湾施設使用料

静岡県港湾管理条例

昭和36年10月4日

静岡県条例第54号

改正令和7年12月25日静岡県条例第71号

施行令和8年4月1日

区分			算定単位	金額	備考	
岸壁・棧橋	船舶(はしけ、起重機船及び雑種船を除く。)	外航船舶	総トン数1トン24時間につき	11円30銭	使用時間が12時間を超える場合	
				8円50銭	使用時間が2時間以上12時間以下の場合	
		その他の船舶		5円10銭	使用時間が2時間未満の場合	
				12円40銭	使用時間が12時間を超える場合	
		はしけ		9円10銭	使用時間が2時間以上12時間以下の場合	
				5円30銭	使用時間が2時間未満の場合	
	起重機船	載貨重量トン数300トン未満	1隻24時間につき	920円		
		載貨重量トン数300トン以上		1,920円		
		揚力100トン未満		920円		
		揚力100トン以上500トン未満		1,920円		
雑種船	揚力500トン以上	2,870円				
		920円				
物揚場	船舶(漁船、種船を除く。起重機船及び雑種船を除く。)	一般使用	総トン数1トン24時間につき	2円50銭	使用時間が1時間以上の場合	
				1円80銭	使用時間が1時間未満の場合	
		その他の船舶		2円50銭	使用時間が1時間以上の場合	
				1円80銭	使用時間が1時間未満の場合	
	継続使用	総トン数50トン未満	1隻1月につき	1,310円		
				その他の船舶		1,410円
		総トン数50トン以上100トン未満		外航船舶		2,620円
				その他の船舶		2,870円
		総トン数100トン以上300トン未満		外航船舶		5,240円
				その他の船舶		5,760円
	総トン数300トン以上	その他の船舶	17,280円			
	はしけ	載貨重量トン数300トン未満	1隻24時間につき	260円		
		載貨重量トン数300トン以上		570円		
		揚力100トン未満		260円		
揚力100トン以上500トン未満		570円				
起重機船	揚力500トン以上	920円				
	雑種船	260円				
軌道走行式荷役機械	重量物用橋型走行式起重機(電動式)	1台30分につき	41,190円	はしけ取りの場合の使用料は、2分の1の額とする。		
荷さばき地	特級	1平方メートル1日につき	6円	荷さばき地の等級 特級荷さばき地 知事が告示で別に定める 1級荷さばき地 特級荷さばき地以外の荷さばき地で舗装されたもの 2級荷さばき地 未舗装の荷さばき地		
			9円20銭			
	1級		4円			
			6円			
2級	3円30銭					
	5円30銭					

区分			算定単位	金額	備考
上屋	7級	一般使用	1平方メートル1日につき	9円20銭	上屋の等級 5級上屋 スプリンクラー付きの上屋 6級上屋 1級上屋、2級上屋、3級上屋、4級上屋及び5級上屋以外の上屋で昭和38年1月1日以後に建設した鉄筋コンクリート造りのもの
		貨物搬入の日から起算して15日まで		19円10銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		38円10銭	
	専用使用	1平方メートル1月につき	246円	4級上屋以外の上屋で昭和37年12月31日以前に建設した鉄骨造りのもの	
野積場	特級	一般使用	1平方メートル1日につき	6円	野積場の等級 特級野積場 知事が告示で別に定める 1級野積場 特級野積場以外の野積場で舗装されたもの
		貨物搬入の日から起算して15日まで		9円20銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後		156円	
	1級	一般使用	1平方メートル1日につき	4円	
		貨物搬入の日から起算して15日まで		6円	
		貨物搬入の日から起算して16日以後		107円	
貯木場	水面貯木場	1平方メートル1月につき	13円90銭		
緑地等	競技会、展示会、博覧会、興行、集会その他これらに類する催し等	1平方メートル1日につき	40円	商業宣伝、営業等を目的としない場合又は入場料その他これに類するものを催し等に参加する者から徴収しない場合の使用料は、2分の1の額とする。	

区分		算定単位	金額	備考		
港湾施設用地	永久工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	地価(時価)の100分の5	(1) 使用の期間が1年以上1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 (2) 使用の期間が1月未満であるときは、日割計算とする。 (3) 電柱等の本数については支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。 (4) 国又は地方公共団体その他公共団体が地下埋設管を設置するため使用する場合の使用料は2分の1の額とする。 (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が、地下埋設管(専ら特定の者に供給するためのものを除く。)を設置するため使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。 (6) 使用の期間が1月未満の場合は、この項の規定により算出された額に100分の110を乗じて得た額とする。		
	仮設工作物を設ける場合		地価(時価)の100分の3			
	工作物を設けない場合		地価(時価)の100分の1			
	電柱等の建設	1本1年につき	840円			
	地下埋設管	外口径40センチメートル未満	1メートル1年につき		180円	
		外口径40センチメートル以上1メートル未満			450円	
		外口径1メートル以上			900円	
	◎ 港湾施設用地使用料算定地価(時価) 単位：1平方メートルにつき					
	地区名		算定基準額(円)			
	1	県有埋立地	12,700			
2	臨港道路	14,100				
3	合同庁舎	16,900				
4	西埠頭	12,200				
※ 令和8年度～令和10年度						
移動式荷役機械	タイヤマウント式ジブクレーン	1台1時間につき	35,230円			
注 1 「外航船舶」とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。 2 「その他の船舶」とは、外航船舶以外の船舶をいう。 3 使用料の算定については、この表の備考の欄に特別の定めがあるものを除くほか、使用した数量等が1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又は使用した数量等に1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル若しくは1メートルに満たない端数があるときは、それぞれ1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル又は1メートルに切り上げるものとする。 4 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。 5 1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。						

# 占 用 料

静岡県港湾管理条例  
平成12年3月21日  
静岡県条例第49号追加

改正 令和7年12月25日静岡県条例第71号  
施行 令和8年4月1日

区分		算定単位	金額	
			2級地	
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）	表示面積1平方メートルにつき1年	340円	
	電柱	1本につき1年	840円	
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円	
	管線類	外径が50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円
		外径が50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	320円
	漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	10円
		かき、のり等養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	10円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	100円
	船舶を係留し又は保管する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	330円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	
工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占用面積1平方メートルにつき1年	10円	
	茶・果樹等の樹園地	占用面積1平方メートルにつき1年	20円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	100円	
<p>(注)</p> <p>1 「特級地」とは清水港(河川と重複する区域を除く。)をいい、「1級地」とは下田港、伊東港、熱海港、沼津港及び田子の浦港並びに清水港のうち、河川と重複する区域をいい、「2級地」とはその他の港湾をいう。</p> <p>2 電柱については、支柱及び支線は1本、H柱は2本とみなす。</p> <p>3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>4 占用の期間が1月以上1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p> <p>5 占用の期間が1月未満であるときは、日割計算とする。</p> <p>6 1件の占用料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。</p>				

## 土砂採取料

静岡県港湾管理条例

平成12年3月21日

静岡県条例第49号追加

改正 令和7年12月25日 静岡県条例第71号

施行 令和8年4月1日

区分	算定単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	250円
砂	1立方メートルにつき	250円
土砂	1立方メートルにつき	250円
栗石(れき)(控長が25センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	270円
玉石 (控長が25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	2,400円
玉石 (控長が40センチメートルを超えるもの)	1個につき	時価を考慮してその都度知事が定める額

## とん税・特別とん税

### 1 とん税

外国貿易船の開港への入港に対して課される国税。

とん税法  
昭和32年法律第37号

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに16円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに48円

### 2 特別とん税

外国貿易船の開港への入港に対して課される国税で、特別とん譲与税法により市町村に譲与される。

特別とん税法  
昭和32年法律第38号

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに20円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 … 純トン数1トンまでごとに60円

## 税関関係許可手数料

税関関係手数料令  
昭和29年政令第164号

### 保税蔵置場許可手数料

No.	面積				金額 (円)	
					指定者	その他
1	500	平方メートル未満			9,400	9,500
2	500	平方メートル以上	1,000	平方メートル未満	12,200	12,200
3	1,000	平方メートル以上	2,000	平方メートル未満	16,200	16,400
4	2,000	平方メートル以上	3,500	平方メートル未満	21,700	21,800
5	3,500	平方メートル以上	7,000	平方メートル未満	27,100	27,300
6	7,000	平方メートル以上	15,000	平方メートル未満	32,600	32,800
7	15,000	平方メートル以上	25,000	平方メートル未満	41,800	42,100
8	25,000	平方メートル以上	35,000	平方メートル未満	54,400	54,800
9	35,000	平方メートル以上	50,000	平方メートル未満	62,900	63,300
10	50,000	平方メートル以上	70,000	平方メートル未満	75,400	76,000
11	70,000	平方メートル以上			88,000	88,700

### 指定地外検査許可手数料

	金額 (円)	
	指定者	その他
検査による時間1時間までごとに	4,700	5,000

※ 指定者：許可を受ける者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第2条第1号(定義)又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として財務大臣が定める者

## 通関業者通関業務料金最高額

通 関 業 法 基 本 通 達  
平 成 16 年 財 関 第 349 号

(単位：円)

通関業務の種類		単位	料金
① 輸 出 ( 積 戻 し ) 申 告		1件	5,900
	少額貨物簡易通関扱	1件	4,200
② 輸 入 申 告	申告納税(予備申告を含む。)	1件	11,800
	少額貨物簡易通関扱	1件	8,600
	賦 課 税	1件	10,500
	少額貨物簡易通関扱	1件	7,800
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保出(加工又は製造若しくは 展示されたものを除く。)	1件	7,000
	少額貨物簡易通関扱	1件	5,100
③ 保 税 装 置 場 蔵 入 申 請		1件	7,000
④ 保 税 工 場 移 入 申 請		1件	7,000
⑤ 保 税 展 示 場 蔵 置 等 承 認 申 請		1件	7,000
⑥ 総 合 保 税 地 域 総 保 入 申 請		1件	7,000
⑦ 輸 入 許 可 前 貨 物 引 取 申 請		1件	5,100
⑧ 外 国 貨 物 船 ( 機 ) 用 品 積 込 申 告		1件	5,100
⑨ 外 国 貨 物 運 送 申 告		1件	5,100
⑩ そ の 他 の 申 告 ・ 申 請 又 は 届		1件	1,300
⑪ 諸 申 告 又 は 許 可 承 認 申 請 書 写 作 成		1件	200
⑫ 割	増	料	1件
			①から⑪までに掲げる 通関業務の種類に応じ 当該通関業務に係る① から⑪までに定める料 金の5割

(備考) 略











## 御前崎港入出港水先料

### (備 考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 排水量をもって積量を表示する船舶についてはその5分の3に相当するトン数とみなす。
- (ハ) 港外において試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定、その他これに類する目的のため水先をする場合、2時間以内はこの料金表による額とし、2時間を超えるときは、超えた1時間または端数ごとに港内料金の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- (ニ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ホ) 水先区域外から、または区域外まで水先をすることを求められた場合の水先料金は、入出港の水先料金の区域外の距離1海里または端数ごとに2,010円(時間外水先の場合は、100分の50を加えた額)を加算した額とする。
- (ヘ) 事務所の所在する港以外の場所において水先をすることを求められた場合は、水先料金の旅費、宿泊料及び水先人の乗下船に要する費用に相当する額を加算する。
- (ト) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (チ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (リ) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。  
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の150とする。
- (ス) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の10%となる。  
ただし、免税となる取引には適用しない。











## 御前崎港港内水先料

(備考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 排水量をもって積量を表示する船舶についてはその5分の3に相当するトン数とみなす。
- (ハ) 港内において試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定、その他これに類する目的のため水先をする場合、2時間以内はこの料金表による額とし、2時間を超えるときは、超えた1時間または端数ごとに100分の50を加えた額とする。
- (ニ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ホ) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (ヘ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (ト) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。  
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の150とする。
- (チ) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の10%となる。  
ただし、免税となる取引には適用しない。

船 舶 給 水 料 金  
(西埠頭1号～10号・中央埠頭1号. 2号)

御前崎埠頭株式会社  
(令和5年4月1日実施)

1. 給水料金

種 別	基本料金(税抜)	
	水 量	料 金
岸 壁 給 水	1立方メートルにつき	550円
最 低 料 金	15立方メートルまで	8,250円

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
時 間 外 割 増	05:00 ～ 08:00	基本料金の 50% 増
	17:00 ～ 22:00	

3. 備 考

- (1) 当業務については、基本平日での対応とさせていただきます。
- (2) 割増料金は、基本料金に加算します。
- (3) 消費税は、法令の定めるところにより本料金表に記載される各料金に対して別途請求します。
- (4) 本料金表に記載のない事項が発生した場合には、その都度委託者と協議の上料金を決定します。

## 綱取放料金

御前崎埠頭株式会社  
(令和8年4月1日実施)

### 1.岸壁綱取放料 (中央埠頭、西埠頭)

総トン数	基本料金	綱取料金	綱放料金
1,000トン未満	17,400円	11,000円	6,400円
5,000トン未満	26,200円	16,200円	10,000円
10,000トン未満	38,000円	23,600円	14,400円
20,000トン未満	43,500円	27,000円	16,500円
30,000トン未満	58,500円	35,100円	23,400円
40,000トン未満	65,700円	39,400円	26,300円
40,000トン以上	10,000トン又はその端数を増すごとに加算		
	6,500円	4,000円	2,500円

### 2.綱取ボート作業料 (中央埠頭、西埠頭 ※西埠頭10号を除く)

基本料金	16,000円	※日出～日没までの作業に限る。
------	---------	-----------------

### 3.割増料金

種 別	内 容	割 増 率
時 間 外 割 増	06 : 00 ~ 08 : 00	基本料金の50%増
	17 : 00 ~ 22 : 00	
	22 : 00 ~ 06 : 00	基本料金の100%増
荒 天 時 割 増	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の50%増
日 曜 ・ 祝 日 割 増	日曜・祝日における作業	基本料金の50%増
特 定 休 日 割 増	年末年始(12/30~1/3)における作業	基本料金の100%増
係留ケーソン作業割増	西10号沖係留ケーソンに渡っての作業	基本料金の50%増
作 業 待 機 割 増	現場にて作業待ちした場合	基本料金の30%増 (荒天時作業を除く各割増を含む)

### 4.作業取消しの場合

- (ア) 現場にて作業取消した場合は、基本料金の50%
- (イ) 作業取消しが割増料金該当の場合は、各割増を加えた額の50%

### 5.備 考

- (ア) 各割増料金は、基本料金に加算する。
- (イ) 特定休日とは、年末年始(12/30~1/3)を言う。
- (ウ) 日曜日と祝日が重なった時は、翌日を休日とする。
- (エ) 本表に記載なき事項は、その都度協定する。
- (オ) 消費税は、法令の定めるところにより本料金表に記載される各料金に対して別途請求します。

# 全 曳 船 料 金 一 覧 表

(1991年11月1日実施)  
(2025年 2月1日改定)  
(2025年 2月1日実施)  
(単位：円)

## 1. 基本料金

曳 船		基 本 料 金 (1時間まで)								備 考	
		総 噸 数									
船 名	定格馬力	4,000 <sup>ト</sup> 未満	4,000 <sup>ト</sup> ～ 6,000 <sup>ト</sup>	6,000 <sup>ト</sup> ～ 10,000 <sup>ト</sup>	10,000 <sup>ト</sup> ～ 15,000 <sup>ト</sup>	15,000 <sup>ト</sup> ～ 30,000 <sup>ト</sup>	30,000 <sup>ト</sup> 以上	50,000 <sup>ト</sup> 以上	70,000 <sup>ト</sup> 以上	100,000 <sup>ト</sup> 以上	
富嶽丸 天城丸 宝永丸 やまと 三保丸 興津丸	3600PS	89,900		121,800		152,400	153,600	154,900	156,400	158,000	於：清水港
清見丸	2400PS	52,200	75,200	82,200	107,800	119,900	120,900	122,200	123,700	125,300	
富嶽丸 天城丸 宝永丸 やまと 三保丸 興津丸 駿河丸	3600PS	106,200		125,800		161,700	162,600	163,900	165,400	167,000	於：御前崎港
清見丸	2400PS	50,000	68,000	75,800	97,500	114,000	142,900	144,200	145,600	147,300	於：田子の浦港

## 2. 回航料金

(1) 清水港より田子の浦港に回航して作業する場合の回航料金

曳 船	基本料金1時間まで	
富嶽丸 天城丸 宝永丸 やまと 三保丸 興津丸	72,500	

(2) 清水港より御前崎港に回航して作業する場合の回航料金

曳 船	基本料金1回航まで	
富嶽丸 天城丸 宝永丸 やまと 三保丸 興津丸	330,000 円	各種割増料金の適用はなし

(3) 田子の浦港より清水港に回航して作業する場合の回航料金

曳 船	基本料金1時間まで	
清見丸	58,500	総噸数4,000 <sup>ト</sup> 以上の本船の場合 (総噸数4,000 <sup>ト</sup> 未満の場合は曳船基本料金通り)

## 3. 料金計算方法

- イ. 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ. 最初の1時間を超過した30分またはその端数毎に基本料金の半額を加算する。ただし、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ. 本船側の都合により作業待ちを生じた場合は、実働時間として加算する。
- ニ. 曳船が出動準備後、作業を取り消した場合は、基本料金の半額とする。
- ホ. 曳船が出動後、作業を取り消した場合は、実働時間として計算する。

## 4. 各種割増料金

### A. 時間外割増料金

イ. 時間外割増	05:00 ~ 08:00	.....	50%増
	17:00 ~ 22:00	.....	50%増
	22:00 ~ 05:00	.....	100%増
ロ. 日曜・祝日 特定休日割増	05:00 ~ 08:00	.....	80%増
	08:00 ~ 17:00	.....	40%増
	17:00 ~ 22:00	.....	80%増
	22:00 ~ 05:00	.....	130%増

特定休日 ..... 年 末 年 始 (12月30日～1月3日)  
日曜日と祝日及び国民の休日が重なったときは翌日を休日とする。

B. 荒天作業 (海上風速15 m/s 以上の場合) ..... 50%増  
※気象台表示風速の3割増を海上風速とする。

C. デッドシップ (機関使用不可能船) 作業等の場合 .... 50%増  
上記において港外での作業が伴う場合 ..... 100%増

5. 燃料油価格調整金（BAF）

A重油 現物価格(Kℓ当り)	作業1時間当りの調整金
40,000円 未満	適用しません
40,000円 ～ 59,999円	5,000円
60,000円 ～ 79,999円	7,500円
80,000円 ～ 120,000円	10,000円
120,001円 ～ 140,000円	12,500円
140,001円 ～	別途協議といたします

◎適用条件

- (1) 本料金は、清水港、田子の浦港、御前崎港に適用する。
  - (2) 本料金は、各港とも全ての船型（総トン数）に適用する。
  - (3) 最初の作業1時間未満は1時間として計算し、最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本額の半額分を加算する。
  - (4) 本料金は、割増料金（時間外割増等）及び回航料金への適用を除外する。
  - (5) 本料金の見直しは、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日、行い、実施月から3ヶ月間は見直し料金を固定とする。
  - (6) 基準とするA重油のRIM価格は、見直し実施前々月を含む過去3ヶ月間の月間平均値を採用し、調整料金を決定する。
  - (7) 基準とするA重油RIM価格は、陸上RIM+6円/ℓとする。
6. 上記以外の特殊作業の場合は、その都度実作業の実態に即応し、船会社又は代理店と協議の上、決定する。
7. 消費税及び地方消費税の料金への加算
- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じた額とする。ただし、免税となる取引には適用しない。
  - (2) 上記により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは切捨てとする。